

CICOPA 世界会議報告

ジャン・ゴートイエ（フランス生産者協同組合総連合会 CGSCOP 専務理事）
訳 神田順子・玄幡真美



「皆さんと一緒に協同組合とはどのような存在であるかを考え、協同労働のコンセプトを明確にし、協同組合の将来像を探る」とのテーマでスピーチをすることを引き受けたのは些か^{いささ}軽率でした。テーマの重要性、分析すべき事象の奥行きを考えると大変なことだと認識させられました。概略的にせよ協同組合や協同組合の原点から、将来の展望に到るまで全ての点に触れ、各国の様々な社会、政治的背景の中で積み重ねてきた多種多様な経験、実践について語るべきだろうか？世界各国の協同組合が抱く高い目標や将来の展望について学術的な講演をすべきなのか？と自問したわけです。答えは直ぐに出ました。私にはこうしたテーマを掘り下げる力や準備時間が不足しており、しかも30分以内という持ち時間で報告することは到底無理だとわかりました。また主催者は賢明にも、世界の10カ所を選んで協同

組合の歴史と発展条件を分析するケーススタディーを企画しています。これは長々しい学術的講演より効果的といえるからです。

歴史の中から協同組合の発展の手がかりをそこで私はこのスピーチの導入部として、協同組合の発展条件を理解する手がかりを主として歴史の中から抽出してみることにしました。私はフランス人ですのでフランスの歴史を取り上げたいと思います。フランスには「歴史を持たない国民に未来はない」という表現があります。これが正しいとすれば、協同組合には洋々たる未来が待ち受けています。というのも協同組合は、多くの国で（特に欧州に於いて）多くの人を惹き付けて意義深い歴史を刻んできたからです。後世の人が歴史を振り返る際に、人工的あるいは恣意的な図式化の危険がありますが、敢えてこの危険を冒すことにいたしましょう。

フランス協同組合の歴史をふりかえって

そこで、私の前任者であり友人でもあるフランソワ・エスパーニュの労作「フランスにおける協同組合の歴史」からエスパーニュ本人による要約を引用したいと思います。エスパーニュによると、フランスにおける協同組合の歴史は三段階に分けられます。

第一段階は、「大きな希望の時代」と呼ぶことの出来る半世紀で、1830年から1880年

までの時期に相当します。この時代の協同組合は多くの人びとを対象とした大プロジェクトであり、産業社会の登場に伴って発生しつつあった労働者階級による、労働者階級のためのプロジェクトでした。その頃の労働者階級はバラバラで、未だ組織化されておらず、隷属と疎外を共通項としていました。このころの協同組合は“給与制度廃止”を目的とする政治的プロジェクトであり、「ユートピア的社会主義者」と呼ばれる思想家たちの支持をえていました。その思想は権力者から敵視され、1870年代のパリコミュンの時代には手厳しい弾圧、迫害を受け、協同組合を信奉する故に命を落とす人もいました。この時代の協同組合は制度や仕組みが未熟であるものの、勃興しつつある資本主義に対抗するものとして人びとに大きな希望を抱かせ、フランスだけでなく多くの国々で様々な試みが行われました。

第二段階は1880年から1980年の一世紀です。これは産業社会が発展し、階級闘争が生まれた時代です。このころになると労働者階級は同じような要求をもち、給与制度は労働者を守り、社会の中に居場所を確保する制度となりました。労働者の連帯を図るために生まれた労働組合は残念なことに少しずつ、しかし確実に協同組合制度から離れて行くようになります。こうして、産業界に対抗して労働者階級を守る労働者組合と、個人の解放を目指す協同組合との乖離が進み、協同組合運動は停滞するようになりました。協同組合モデルにとって労働者階級という基盤を失う一方、政権側がこれに関心を示すようになったのです。

特に第二次大戦以降は協同組合に関する法律が制定され、法的な枠組みも定まりま

した。協同組合制度は個人の解放を目的とする集団モデルという色彩を薄め、雇用や雇用安定を促進することにより、労働者や政府が不平等を解消する手段としての性格を強めたのです。

第三段階は現代です。今日、国家は協同組合制度に関心を示していません。敵意を持っているのではありませんが、「お手並み拝見」といった態度です。しかし、労働者階級が協同組合の主役に返り咲いた訳でもありません。第一、給与生活者の数は世界中で増える一方であり、労働者階級は再びバラバラになっています。そんな中で協同組合は19世紀のような“労働者階級の救世主”といった意味合いを失っています。協同組合制度は孤立して埋没し、他の色々な制度との競合を強いられています。今や協同組合制度は本来の理想を守りつつ、再編する必要に迫られています。

協同組合の歴史をやや強引に要約してしまいました。付け加えますと、フランスのケースが特に意味深く、21世紀の協同組合の在り方を示唆している、と主張する積もりは毛頭ありません。“協同組合を「経済、社会の発展の柱（ILO 勧告 193号）」として据えるために必要な社会的、政治学的な条件”を明らかにするのが私の意図なのです。

時代に対応する協同組合を—共通のモデルやルールの模索

今、協同組合制度は時代に合わせて変化する必要に迫られています。フランソワ・エスパーニュによると、この更新作業は協同組合が誕生した当時に遡る理想や原則を尊重しつつ実施されねばなりません。世界の協同組合の発展を図るためには先ず、時間と手段を惜しまずに共通のモデルと共通の

ルールを模索せねばなりません。これは、直ちに厳密な規則を制定する事ではなく、共通原則を決めて協同組合のアイデンティティをハッキリさせる事を意味します。協同組合のアイデンティティは外部から見て明瞭なものであるべきで、他の公的な、または民間の経済団体や企業との違いを明白にするべきです。世界中の協同組合が共通ベースとなるドクトリンを定めるのと同時に、立場の違いを少しずつ解消する道筋を整えねばなりません。

協同組合間、公共との連帯を進める

現在、色々な点に関して協同組合間で立場の相違が見受けられます。例えば、協同組合の民主的な運営と統治(ガバナンス)を保障する共通財産や不分割積立金の形成。また、メンバーの利害を超えた協同組合の社会的機能について。国によっては、協同組合はメンバーの利害のみを追究すべきだと考えています。しかし、それでよいのでしょうか？ 議論を深めてこうした問題に取り組むべきです。同時に、協同組合間の連帯を強めなくてはなりません。特にIT技術の発達した現代において、最新技術を使ってネットワークを形成することは協同組合の生き残りにとって肝要です。

加えて、国や自治体と密な関係を結ぶことも必要です(これは歴史の教訓です)。長年の間、国などの公権力は協同組合を市民の発意による連帯運動、国と個人の間位置する組織と捉え、警戒感を抱いていました。歴史的に中央集権的な体質を持つ国家は、国と個人の間位置する組織が自立的な機能を持つことを嫌います。従って、民主的組織である協同組合の社会的有用性を説かねばなりません。現代を支配してい

る新自由主義のイデオロギーは“公的権力の介入は少ないほうが望ましい”と唱えています。その時にこそ、国家と協働関係にあるが、それに依存していない経済組織が交渉に当たれば、不平等や社会の亀裂を招く状況の解消に寄与できるのです。と同時に、雇用者団体や労働組合へも透明性があってポジティブなパートナーシップを築かねばなりません。なお、ILO勧告第193号の採択に当たり協同組合関係者が国家や雇用者団体、労働組合に積極的に働きかけたことは、こうしたパートナーシップの重要性を示す好例です。

持続可能な成長と企業の社会的責任

最後に、もう一つ別の観点から考察を試みたいと思います。現在、「持続可能な成長」と「企業の社会的責任」という新しいコンセプトが話題になっています。ベルリンの壁崩壊以降のグローバル化が経済、社会にどのような影響を及ぼしているかについてここで詳しく述べる時間はありません。“貿易の自由化や資本の流動性は経済活動を刺激したが、市場の見えざる手だけでは富裕国と貧困国の格差、国内の富裕層と貧困層の格差を解消することは出来ないことが次第に明らかになってきた”とだけ申し上げておきましょう。国家が調整役として経済に介入すべきか否かについてここで論じるのは控えますが、“市場経済の行き過ぎを抑えるために調整システムが必要である”という認識が高まっているのは確かな事です。その結果、現在多くの国で(特に経済先進国において)“経済活動の担い手たちが自己調整する必要がある”との声が高まっています。つまり、企業は最大限の利益の追求に止まらず、もっと視野の大きな目標を設定す



べきだ、という考え方です。現に、多くの国の経済、政治、産業戦略の中で社会福祉や環境にも配慮した経済発展が重視されるようになってきました。

持続可能な成長、企業の社会的責任、思慮深い経済発展といった新しいコンセプトが関心と呼ぶ現在、協同組合は重要な役割を演じる責任があります。なぜかと申しあげますと、協同組合は“企業”であると同時に“組合”であるため、自己調整型コーポレートガバナンス文化を育んできたからです。例えば、協同組合は“資本の論理”と“労働の論理”という相反する二つの利害の両立を図っています。まだまだ努力すべき点は多いのですが、これからもこうしたコーポレートガバナンス文化を継承していかねばなりません。また、協同組合は本質的に長期的視野に立っており、世代間の連帯を重視しています。これは持続可能な成長の基本要件であります。そして協同組合のアイデンティティーを形成する共有財産、不分割積立金、次世代への経済活動方法の継承などは、協同組合が持続可能な成長を心がけていることを示しています。また、協同組合の民主的運営、経営への組合員の直接参加は、社会福祉に配慮した経営を保障するものでしょう。地域に根ざした存在であることで協同組合は雇用創出を通じて地域社会のネットワークに参加すると同時に、環境保全にもその責任を自覚しています。ただ

し、生産活動に携わる協同組合は他の企業と同様、環境対策の分野で課題を多く残しています。

社会改革の担い手としての協同組合に

以上に述べた新しい考え方、つまりリベラリズムや市場経済を改善しようとする試みがこれからどれ程のインパクトを持ちえるかを断言するのはまだ控えるべきでしょう。しかし協同組合と関わりのない経済界の人びとの間にも、企業の社会的責任と経済システムの民主的で根本的な変容を模索する動きがあります。こうした展望の中、協同組合が自らの原理原則を尊重しつつ、実践的にそしてプラグマティックに新しい企業統治の在り方に取り組んでいく必要があります。同時に“社会改革の担い手”という協同組合の使命を追及していくことも重要です。「協同組合の不幸は、時代の先を行く主張を唱えて理解を得られないことだ」という表現があります。今度こそ、時代の流れと協同組合の主張が一致するのではないのでしょうか。